

武蔵野市子育て世代外出支援事業実施要領

1 目的

この要領は、武蔵野市子育て世代外出支援事業（以下「当事業」という。）において配布するタクシー料金等（<https://go.goinc.jp/price>に定めるものをいい、随時更新されるものを含む。以下同じ。）に充当可能な電子タクシーチケット（以下「電子チケット」という。）を補助するために必要な事項を定めるものである。

電子チケットの交付については、この要領に定めるもののほか、武蔵野市子育て世代外出支援事業利用規約に定めるところによる。

2 事業目的

当事業は、電子チケットを補助対象者に配布することより、補助対象者の外出に関する負担の軽減を図り、妊婦及び乳幼児健診、予防接種、通院等に安心して出かけられるよう支援することを目的とするものである。

3 補助対象者

補助対象者は、武蔵野市の区域内に住所を有する母子健康手帳を取得した妊産婦がいる世帯及び1歳の誕生日当日までの子どもがいる世帯に属する者とする。

4 補助対象経費

補助の対象となる経費は、妊産婦や子ども連れでの外出時にタクシーの利用に要した費用のうち、次に掲げるものとする。

- (1) タクシー乗車料金
- (2) 迎車料金及び予約料金等のタクシー料金等に含まれる料金

5 補助の上限額

- (1) 補助の上限額は2万円とする。
- (2) 補助対象者は、母子健康手帳の取得時から子どもが1歳の誕生日当日までの間に2回まで電子チケットの発行を申請することができる。
- (3) (2)の規定による申請1回につき1万円分（2,000円チケット4枚、1,000円チケット2枚）が発行される。

6 補助の申請方法

補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当事業の二次元コードから申請手続を行う。

7 補助申請期間

補助を申請できる期間は、母子健康手帳の取得時から子どもの1歳の誕生日当日までとする。

8 電子チケットの有効期間

(1) 電子チケットの有効期間は、発行されたチケットごとに設定されるものとし、当該チケットに記載の有効期間開始日から1年間とする。

(2) 有効期間を過ぎた電子チケットは失効する。

9 電子チケットの共有範囲

電子チケットは、補助対象者の世帯内で共有できるものとし、電子チケットを利用できる者は、原則として申請者以外に最大3人まで登録できる。

10 交付決定

(1) 市長は、補助対象者から申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助の交付を決定するものとする。

(2) 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助の交付を決定することができる。

(3) 補助の交付の決定をしたときは、申請者に対し、子育て世代外出支援事業補助交付決定通知書により通知を行うものとする。

(4) (3)の審査の結果により、適正と認められない場合には、子育て世代外出支援事業補助不交付決定通知書を申請者に通知する。

11 電子チケットの配布

(1) 補助交付決定後、電子チケットを配布する。

(2) 電子チケットの配布は、武蔵野市から事前登録した電子メールアドレス宛てにチケットコードを送付する方法により行う。

12 目的外利用

(1) 以下の場合には、電子チケット利用の対象外であり、それにもかかわらず電子チケットを利用した場合、目的外利用とみなす。

ア 前述「2 事業目的」の主旨に反した目的で電子チケットを利用する場合

イ 前述「9 電子チケットの共有範囲」の共有の範囲を超えて第三者に電子チケットを譲渡した場合

(2) 目的外利用が発覚した場合は、目的外利用した電子チケットの利用額について武蔵野

市は補助対象者に支払いを求めるものとする。

- (3) 目的外利用が発覚した場合又は虚偽の申告若しくはその他不正な手段により補助交付決定を受けたことが発覚した場合は、補助交付決定を取り消すものとし、取消後は電子チケットを利用することはできない。
- (4) (2) 又は(3)に該当した場合、補助交付決定後に利用した電子チケットの利用額の全部又は一部について補助対象者に支払いを求めることがある。

13 市外転出

補助対象となる妊婦又は子が市外へ転出した場合は、転出した日の属する月の翌月末を利用期限とする。

14 調査及び指示

- (1) 申請者及び電子チケット使用者は、この要領による補助の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。
- (2) 市長は、当事業の適正な遂行を確保するため、申請者及び電子チケット使用者に対し必要な措置を指することができる。

15 その他

- (1) 補助対象者の特段の事情により、電子チケットを取得できない場合は、紙チケットを交付することができる。交付方法等は、電子チケットに準じることとする。
- (2) この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行し、施行の日から適用する。